

今月の
テーマ

2022年4月成年年齢が 18歳に引き下げ

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されることとなった。我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきたが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳・19歳を大人として扱うという政策が進められてきた。市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされてきた。世界的にみても成年年齢を18歳とするのが主流であり、成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられるとしているが…。これは歓迎すべきことなのかどうか、私自身は半信半疑だ。皆さんはどう思われますか…!?

古いことを持ち出すようだが、戦後の復興の中での若者は、それぞれの世帯の中で一人

の働き手としての位置づけが高く、多世代同居の家族は生産集団として成り立っていた時代もあった。重要な働き手の一員となることは、おのずと経済的な観念も育てることになったような気がする。“今更、時代遅れのことを”とお叱りを受けそうだが、社会が豊かになるにつれ、社会の構成員としての自覚は後退してしまったような気がしてならない。

先行した選挙権年齢18歳引き下げは、改正公職選挙法の施行から早5年を過ぎた。改正直後は20代より高かった10代投票率はその後、急激に低下し、各自治体は啓発活動にあの手この手を尽くすが、その効果はなかなか見えてこない。選挙権とは別問題ではあるものの、「ただ引き下げという形式だけではいけない」ということは言えるのではないだろうか？成年年齢の引き下げは、生活そのものへの影響や変化が起きるだけに、若者だけの問題とせず、家庭はもとより社会全体で新成人を育てていく必要があるのではないだろうか…。

Vol. 154

知恵袋

生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

つぶやきがんちゃん



つぶやきがんちゃん
齋藤 廣勝
(さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

成年年齢はいつから変わるの？
なんと明治時代から今日まで約140年間、日本の民法での成年年齢は20歳と定められていたが、この2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わる。(下表参照)

これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の若者は新成人となる。めでたし、めでたし“な”のか、改めて社会全体の問題として考えてみよう。

制度としての成人になる時期に関しては以上だが、問題はここ先何がどう変わり、どんなところに注意が必要なのかだ。ほどなく成人になる日は目の前まで来ても、その内容について確実な説明を受け、どれだけ理解されているだろうか。税の制度や社会保険など、負担すべきものは問答無用で徴収される仕組みが出来上がっているが、健康保険や厚生年金などの制度内容や仕組みの説明はというと、ほとんどとされていないのではないだろうか。皆さん説明を受けました…?負担はしていますが、税金の還付や公的サービスを受けようとすると、自らアクションを起こさないと恩恵は受けられないのが常だ。「情報格差」という言葉があるように、情報を持つ者と持たない者では

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2022年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2022年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!



相談メニュー

- 家計の総合診断(ライフプラン)
- 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 子どもの教育資金計画
- 年金・老後資金計画

相談料は無料です!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
total life support 募集代理店
 〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
 ●営業時間/9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)
 ●定休日/水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



● 紳士服のコナカ
● すずきクリニック ● エネオス
● マクドナルド
● 山王十路
● 洋館の青山

当店

詳細はホームページでもご覧いただけます。

大きな違いが出てくる。油断も隙もあつたもんじゃ無い!!あつ、またボヤキになってしまった。もとい!、ということの後半は何がどう変わるのかを解説することに。自分で言うのもなんだが、「生活知恵袋」って親切だよなあ。

成年に達すると未成年のときと何が違うのか? 民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることが出来る年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」とされている。平たく言えば成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約が出来ようになるということだ。もっと具体的な事例をあげれば、「単独で携帯電話の契約をする」、「一人暮らしするために部屋を借りる」、「クレジットカードをつくる」、「高額な商品の購入やサービスの契約のためにローンや組む」など、未成年の場合は親の同意が無ければ出来なかったことが成年に達することで、親の同意がなくても自分一人でできるようになる。また、親権に服さなくなるという事は、自分の住む場所を自分で決めることも出来るし、行きたい学校への進学や、どの会社に就職するかなど、進路なども自分の意思で決定できるようになる。さらには、未成年者のパスポートを取得する際の有効期間は5年が限度であったが、18歳でも有効期間10年のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取ることでもできるようになる。

成年年齢の引き下げ後も変わらないもの

一方、成年年齢が18歳になっても変わらないものもある。飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳となる。一番期待したのに、「とがっかりしている方も少なくないと思うが、これらの低年齢化は本人への健康被害はもとより、社会的に好ましくないことは言うまでもなく、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっているのは頷けるところだ。

変わるものと変わらないもの(「政府広報」より引用)

18歳(成年)になったらできるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> 親権者(法定代理人)の同意のない契約 携帯電話の契約 ローンを組むこと クレジットカードをつくること 一人暮らしの部屋を借りること 10年有効のパスポートの取得 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得 結婚 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けること 普通自動車免許の取得(従来と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒 喫煙 競馬の馬券、競輪・オートレース・競艇の投票券の購入 養子を迎える 大型・中型自動車運転免許の取得

結婚年齢の変更

これまで、結婚できる最低年齢は法律で、男性18歳・女性16歳と定められていたが、今回の成年年齢の引き下げにあわせ、男女ともに18歳となり、女性が結婚できる最低年齢が引き上げられることとなった。ここで、一抹の疑問が生じる。婚姻年齢が男女で2年の差があったのは一体なぜだろうか? 今更、過去のことには関係ないと思

われるかもしれないが、吾輩のなぜな虫が騒いでいるので調べてみた。過去の変遷をたどると8世紀ごろにはもっと若い年齢が定められており、いずれも2歳の差がみられた。現民法の条文には次のようにある。

(婚姻適齢)第731条

男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

とあり「結婚適齢期」ならぬ「婚姻適齢」なる言葉が出てきた。旧民法は、「男性17歳、女性15歳」を婚姻適齢としていたが、現民法は「男性18歳・女性16歳」と定められている。その理由は、「肉体的な精神面の成熟に男女差があること」とあった。さらには、男女間の差異を設けることの合理性を次のように説明している。婚姻は、社会の基礎的単位である家族を新たに形成する行為であるから、ある程度の成熟に達していない者には認めるべきでなく、それゆえ、法律は、婚姻に必要な成熟に達していないおそれのある若年者の婚姻を一律に禁止している。しかし、男女の間には、肉体的・精神的側面において、婚姻に必要な成熟に達する年齢に差異がある。婚姻適齢の差異は、このような男女の肉体的・精神的側面の差異に対応したものであると。(外務省ホームページより引用)回り道をしたが、男女とも結婚年齢は18歳になる。

成年に達して一人で契約する際に注意することは?

未成年者の場合、契約には親の同意が必要であるため、もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことが民法で定められている。この未成年者取消権は、未成年者の消費者被害を抑制し、未成年者を保護するためのものだが、成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになる半面、「未成年者取消権」は行使できなくなってしまう。要するに、契約の権利を手にする反面、責任も自分自身が追うことになる。契約には様々なルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がある。また、保護がなくなったばかりの成年が、悪質な業者から狙い打ちされるかもしれない。そうした消費者トラブルに遭わないためにも、契約に関する知識を学び、様々なルールを知っておく必要がある。

まとめ

成年年齢の引き下げは、単に18歳になったという制度面の理解ではなく、未成年や成年に達したばかりの皆さんが、「18歳から1人の大人」として行動できるよう、「金融リテラシー」(お金の知識や判断力)を身に付ける必要がある。そのためには、家庭・学校・社会が一体となって新成年を守り育てていくという認識を持たなければならない。

来月号は

来月に考えることにする。良い子は真似しないように...